

## 令和6年度 洲本市バス利用促進事業Q&A

### 1 制度について

Q1	バス利用促進事業について教えてください。
A1	バスの利用を促進することで、バス路線の維持・確保を図るため、洲本市民が利用する路線バス等の運賃の一部を助成する制度です。
Q2	交付対象者を教えてください。
A2	洲本市在住の方が対象となります。年齢や所得に制限はありません。（ただし、助成を受けるには市税等に滞納がないことが条件です）
Q3	高速バスの淡路島外での乗降はなぜ対象にならないのですか。
A3	当該事業は、市域を走るバスの維持・確保を図るために利用を促進することを目的としていることから、高速バスの島外での乗降は対象外としております。
Q4	対象路線の舞子－福良線や淡路－徳島線、三ノ宮－西浦線を利用して舞子や徳島に行くことはできますか。
A4	舞子－福良線、淡路－徳島線、三ノ宮－西浦線は、島内で乗降ができる路線バスで、島内で乗車し、かつ降車する場合の利用に限り対象となっており、島外で乗車または降車する場合には、利用促進券はご利用いただけません。また、乗車区間が島内の利用促進券であっても、定期券との併用や乗り越し等で、島外で乗車または降車する場合には利用できません。
Q5	この制度はいつまで続ける見込みですか。
A5	令和7年3月31日まで実施を予定しております。以後は決定次第、市ホームページ等でお知らせします。
Q6	いつまで使えますか。
A6	利用促進券は、令和7年3月31日まで利用可能です。有効期限切れの利用促進券は使用できません。

## 2 申請について

Q7 申請に必要な書類を教えてください。

A7 必要な書類はホームページに記載しておりますので、ご確認いただき、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

Q8 在学等を証明する書類が必要とのことであるが、小学生も必要ですか。

A8 小学生は不要です。※中学生以上は生徒手帳等の写しの添付が必要です。

Q9 申請書の書き方が分かりません。

A9 記入例を作成していますので、記入例を見ながらご記入ください。

Q10 未成年の場合、保護者等が申請者となっていますが、父母どちらで申請してもいいですか。

A10 父母のうち扶養義務者の方が申請者となります。

Q11 市歳入金情報に関する同意書の記入の仕方を教えてください。

A11 申請者の方の氏名、生年月日、住所を記載し、押印してください。  
(※未成年の学生の場合は保護者等が申請者になります。)

Q12 申請してから交付まで何日ぐらいかかりますか。

A12 申請数の状況にもよりますが審査等を行いますので、概ねお手元に届くまでに3週間程度かかります。

Q13 定期券助成と利用促進券どちらも申請できますか。

A13 利用方法によってはどちらも申請可能です。

Q14 申請枚数に上限はありますか。

A14 学生、高齢者(65歳以上の方)以外の方については、申請した1区間につき上限を10枚としています。学生、高齢者については上限はありませんが、利用実態に即した申請をお願いします。

Q15 登録した区間の促進券を追加で申し込みをしたい場合、どのような手続きが必要ですか。

A15 企画課までお電話、メール、窓口で交付決定時に通知された登録者番号、氏名、生年月日、乗車区間、交付枚数をお申し出いただくことで、追加分を郵送させていただきます。なお、追加の際もお手元に届くまでに1週間程度かかりますので、その期間も考慮された上でお申し出ください。

<p>Q16 利用促進券は取りに行かないといけないですか。</p> <p>A16 原則、郵送で交付させていただきます。</p>
<p>Q17 助成を受けた定期券を解約したいのですが。</p> <p>A17 原則、助成を受けた定期券を解約することはできません。制度上、解約された場合は、使用期間に応じた助成額を返還していただきます。また、不正な申請を防ぐため、バス事業者に対して定期券の購入、解約等について照会することがあります。</p>
<p>Q18 行きと帰りで違う区間（路線）を利用する場合、どのように申請すればいいですか。</p> <p>A18 2つの区間の申請をしていただく必要があります。</p>
<p>Q19 申請していた区間と違う区間の利用促進券がほしいのですが。</p> <p>A19 洲本市バス利用促進事業変更申請書（様式第4号）を提出していただく必要があります。</p>
<p>Q20 申請区間、申請枚数はいくらかでも申請できますか。</p> <p>A20 対象路線であれば申請区間に制限は設けておりません。申請枚数は学生、高齢者（65歳以上の方）以外の方は、1区間につき10枚とさせていただきます。ただし、利用促進券の発行にも相応の費用がかかります。また、利用期限が令和7年3月31日までですので、必要と思われる分を申請していただくよう、ご理解とご協力をお願いします。</p>
<p>Q21 代理で申請することはできますか。</p> <p>A21 今回の事業は、原則本人名義で申請していただく必要があります。ただし、申請書の提出については、代理の方がお持ちいただいても構いません。</p>
<p>Q22 定期券を無くしてしまったのですが。</p> <p>A22 定期券を購入されたバス事業者で定期券の購入を証明する証明書の発行ができます。お手数ですが、バス事業者にお問い合わせのうえ、発行してもらってください。</p>
<p>Q23 同じ乗車区間で複数路線を利用したいのですが、路線ごとに申請する必要がありますか。</p> <p>A23 同じ乗車区間、同じ運賃、同じバス事業者であれば、一つの欄に記載していただいて問題ありません。ただし、同じ乗車区間であってもバス事業者が異なる場合は、それぞれの利用区間を申請していただく必要があります。</p>

### 3 使用について

Q24 利用促進券の使用方法を教えてください。

A24 利用促進券は、1乗車あたりの正規運賃の約4割を助成する券です。使用の際には、利用促進券に記載の自己負担額を支払い、下車します。なお、利用促進券利用時も整理券は必要です。お取り忘れにご注意ください。

※ 詳しくは「バス利用促進券のご使用について」でご確認ください。

Q25 利用促進券に記載の利用区間以外で利用することはできますか。

A25 利用促進券は、利用促進券記載の乗車区間、本人以外使用できません。ただし、やむを得ず乗り越した場合や途中下車する場合は以下のとおりとなります。

○乗り越した場合

乗り越した場合は、乗り越し区間の通常運賃を追加でお支払いただく必要があります。ただし、島外で乗り降りする場合には、利用促進券はご使用いただけません。

○途中下車する場合

利用促進券を使用する場合は、途中下車であっても利用促進券に記載の金額をお支払いただく必要があります。

Q26 他の助成等との併用はできますか。

A26 併用はできません。（障害者割引、運転経歴証明書による半額支払い時、洲本市移動手段確保事業の助成券との併用は不可）

洲本市移動手段確保事業の助成を受けている方については、助成券と利用促進券を一緒に使う（併用）ことができないだけであって、利用促進券の交付を受けることはできます。

Q27 なぜ併用できないのですか。

A27 今回の事業は、通常料金でバスを利用している方を対象にバス料金の自己負担額を約6割程度にすることで利用を促すことを目的に実施する事業です。よって、すでに半額で乗車できる方や他の助成券との併用はできません。

Q28 利用促進券が余った場合、友人等にあげてもいいですか。

A28 利用促進券には、乗車区間、氏名が記載されており、記載された乗車区間および本人以外は利用できません。仮に不正が発覚した場合は、交付決定を取り消したうえ、利用促進券使用分の返還を求めます。

Q29 既に正規料金の回数券を購入してしまったのですが、払戻し等の手続きはできないですか。

A29 払戻しの手続きは可能です。詳しくは、購入したバス事業者にお問い合わせください。

Q30 利用促進券を利用して2人でバスに乗った場合、2人分の利用促進券の自己負担額を1枚の回数券で支払うことができますか。

A30 回数券は金券ですので、支払うことはできます。ただし、自己負担額の合計金額よりも回数券の金額が大きい場合、払戻しを受けることはできませんので、ご注意ください。